

接続約款変更認可申請書



東相制第 12-0107 号
平成 25 年 1 月 22 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわがぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。
------	---------------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧				新				
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1~2-6-2 (略) 2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能 2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額 1 中継局イーサネットスイッチごとに月額				料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1~2-6-2 (略) 2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能 2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額 1 中継局イーサネットスイッチごとに月額				
区 分		料金額	備 考	区 分		料金額	備 考	
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	262,083円	—	イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	250,000円	—	
2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額 都道府県の区域ごとに月額				2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額 都道府県の区域ごとに月額				
区 分		料金額	備 考	区 分		料金額	備 考	
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	108,680円	—	イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	118,162円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	147,082円				20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	157,923円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	175,503円				30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	187,321円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	198,732円				40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	211,311円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	219,166円				50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	232,148円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	237,205円				60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	250,281円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	253,646円				70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	267,063円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	268,890円				80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	282,493円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	282,935円				90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	297,021円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	296,182円				100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	310,198円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	401,099円				200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	415,382円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	478,864円				300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	493,080円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	543,053円				400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	556,811円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	598,457円				500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	611,530円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	648,271円				600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	660,842円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	693,693円				700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	705,648円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	735,520円				800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	746,850円
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	774,553円	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	784,898円					
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	811,190円	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	821,143円					
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,101,294円	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,104,744円					
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,317,527円	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,315,801円					
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,497,424円	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,490,812円					
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,654,162円	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,643,295円					

	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,794,528円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,923,314円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,042,118円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,153,336円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,258,563円	

	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,780,006円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,905,003円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,020,988円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,129,764円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,232,232円	

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	199,061円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	269,473円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	321,611円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	364,247円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	401,766円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	434,899円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	465,109円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	493,125円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	518,949円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	543,310円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	736,491円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	879,966円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	998,589円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,101,130円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,193,438円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,277,706円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,355,395円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,427,967円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,496,153円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,038,404円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,445,427円	
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,785,933円	
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,084,043円	
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,352,183円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,599,126円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,827,795円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,042,576円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,246,392円	

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	181,528円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	242,586円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	287,719円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	324,544円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	356,523円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	384,347円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	410,095円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	433,765円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	456,051円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	476,259円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	637,494円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	756,495円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	854,033円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	937,724円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,013,107円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,081,566円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,144,486円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,202,559円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,257,863円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,689,741円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,010,149円	
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,275,168円	
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,505,569円	
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,711,737円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,899,905円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,074,224円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,237,467円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,391,016円	

2-7~2-12 (略)

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,454,151円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	5,270,833円	_____
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1,4742円	_____
		1秒ごとに	0.014970円	_____

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,248,594円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	5,187,500円	_____
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1,4813円	_____
		1秒ごとに	0.011947円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成25年4月1日から実施します。